

活 力 あ ふ れ 感 性 息 づ く 芸 術 文 化 の ま ち 尾 道

こ う ほ う

おのみち

No.986
11月号

Onomichi City 平成25年(2013)



その先に
何が
見える？！

特集 地域で守る
尾道の救急医療

もくじ

- 3 特集 地域で守る 尾道の救急医療
- 8 カメラさんぽ
- 10 暮らしの窓
総合防災マップの配布／市民病院・夜間救急診療所の患者受入制限／清掃 ほか
- 12 健康・福祉
健康相談／御調地区保健福祉推進大会／休日当番医／国民健康保険健康家庭表彰／特定健診・がん検診 ほか
- 15 子育て
乳幼児健診・相談・講習会／尾道市立幼稚園園児募集／保育所(園)・認定こども園入所(園)児募集 ほか
- 19 スポーツ
- 19 芸術・文化
公民館生涯学習発表会／本因坊秀策囲碁記念館子ども囲碁大会／写真のまち尾道四季展第6回フォトコンテスト ほか
- 22 情報アラカルト
夜間通行止(尾道バイパス平原ICオフランプ)／全面通行止(祇園橋)／平成26年新年互礼会／「いのち・愛・おのみち」人権展・人権講演会／高校生絵のまち尾道四季展尾道賞受賞者研修旅行同行者募集／尾道市病院事業局言語聴覚士募集／市有地売却 ほか
- 30 相談
- 32 尾道市立美術館招待券、協働通信シリーズ②

今月の表紙



潮風を感じながらのクルージング、気持ちいいね。秋晴れのもと開催された「第2回瀬戸内しまなみ海道サイクリング尾道大会～銀輪パラダイス～」での1コマです。

穏やかな瀬戸内の海に浮かぶ大小の島々。ゆっくりと流れる景色の向こうに、何か発見はあったかな？

市と民間事業所等が一体となって発行する行政情報誌 尾道市暮らしのガイドブック(平成26-27年度版)

～来年4月発行／全世帯配布・電子書籍化～

市では、市役所での各種手続きや防災マップなどの行政情報のほか、尾道の魅力を満載した地域情報を分かりやすく掲載した行政情報誌を新たに発行し、来年4月より市民の皆さんにお届けする予定です。

このガイドブックの発行にあたっては、市民サービスの向上、民間ノウハウの活用等を目的に、発行业者に選定した株式会社サイネックスとの官民協働事業として取り組みます。

印刷や配布などの経費は、株式会社サイネックスが募集する地域事業者の皆さんからの広告掲載料により賄います。

この事業の趣旨にご理解いただき、広告掲載につきまして、ご協力をお願いします。

「尾道市暮らしのガイドブック(平成26-27年度版)」の発行概要

- ◇ 発行時期:平成26年4月
- ◇ 発行部数:70,000部
- ◇ 規格:A4判、カラー印刷、160ページ程度

【広告に関するお問い合わせ先】

株式会社サイネックス 広島東支店
広島市安佐南区大町東3-24-16
(☎082-876-3971)

☎秘書広報課(☎0848-25-7377)

トピックス—Topics—

全国大会出場 (敬称略)

第13回全国障害者スポーツ大会 (10/12～14=東京都)

- 桃谷泰紀(フライングディスク)
- 宮地 遼(フライングディスク)
- 福本翔平(ボウリング)
- 竹国一泰(ボウリング)
- 西垣内 斉(フライングディスク)
- 細谷成二(グラウンドソフトボール)

第44回ジュニアオリンピック陸上競技大会 (10/25～27=神奈川県)

- 林 皇迅(円盤投げ)
- 宮地佑芽(100m、400mリレー)
- 二本松結衣(100mハードル、400mリレー)
- 猪原詩音(走り幅跳び)
- 清水葉月(400mリレー)

地域で守る

尾道の救急医療



いつ急病になっても安心して医療を受けることができる—これは、誰もが望んでいることです。今、尾道市の救急医療はどうか。どうやったら守り続けていくことができるのか。私たちにできることを考えてみました。
 健康推進課 (☎0848-24-1960)

夜間・休日の尾道地域救急医療体制

軽症の場合

家で様子を見ているのが心配



1次救急

かかりつけ医に相談するか
 下記の診療機関で受診してください。

- ・夜間救急診療所
※小児の場合は、JA尾道総合病院へ電話してください。
- ・休日当番医
 尾道地域医療機関
 因島医師会病院
 瀬戸田地域医療機関
- ・歯科休日当番医
 尾道地域歯科医療機関

重症の場合

重大な病気やけがの可能性
 がある症状がみられた場合



2次救急

- | | |
|------------|--------------|
| 【病院群輪番制病院】 | 【小児救急医療拠点病院】 |
| 尾道市立市民病院 | JA尾道総合病院 |
| 公立みつぎ総合病院 | |
| JA尾道総合病院 | |
| 因島総合病院 | |

より高度な医療が必要と判断

最重症の場合

より高度な医療が必要と判断



3次救急

- 福山市民病院 広島大学病院 など
- 【地域周産期母子医療センター】
 JA尾道総合病院

尾道の救急現場は今

尾道市立市民病院と夜間救急診療所

尾道市立市民病院では、2次救急医療機関として夜間や休日などに当直医師を配置し、24時間体制で救急対応にあたっています。

夜間救急診療所と尾道市立市民病院とは別の医療機関になりますが、救急施設を併用しているため、夜間救急診療所の診療は主に尾道市立市民病院の当直医師が兼務で業務をこなしています。

負の連鎖へ

医師数の減少、とりわけ研修医の減少により、こうした医師の勤務状況は年々厳しくなっています。当直の医師は通常の勤務をした後にそのまま夕方から翌朝まで当直業務に当たり、翌日も通常の勤務を行います。医師数が減少すると、この回数が増えてしまうということです。研修医は週1回程度の当直を行いますので、研修医が減少すれば、他の医師の負担が増加することになります。また、2次救急や専門治療への対応、更には翌日の診療に対応するうえで、1次救急を担う夜間救急診療所との兼務が医師の負担を増大させ、疲弊感を招いています。これは地域医療体制の危機につながりかねません。

負の連鎖

過酷な勤務環境
勤務医の疲弊等

勤務医等の
減少→休診

医療体制の危機

✓ 深刻な医師不足へ
✓ 病院運営が困難に
✓ 他の病院へしわ寄せ



ある救急当番研修医の勤務状況

	尾道市立市民病院	時間	夜間救急診療所
救急当番日	二次救急当番 (救急車対応)	8:30	
	入院患者診療 処置指示	14:00	
	救急患者対応 + 入院患者の急変対応	17:15 20:00	
翌日			救急患者対応 ※尾道市立市民病院と兼務
	内科外来診察	7:00 8:30	
	入院患者回診 指示病状説明	13:00	
		21:00	

尾道の救急医療

医師不足の原因

研修医の減少には、平成16年から始まった新しい臨床研修制度による影響が考えられます。これまでは、医師の大半が大学の医局で研修をしていましたが、自由に研修先を選べるという制度に変わりました。

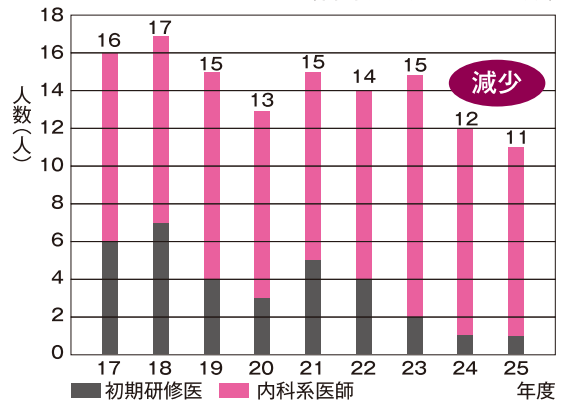
そのため、研修医が大学病院を離れ、大都市圏の病院に集中するといったことが生じています。また、大学病院の医局に入る研修医もこれまでに比べ少なくなったことから、大学病院から医師の派遣を受けることが難しくなるといった状況も生まれています。

また、医師の勤務状況が厳しくなると、研修医の定着や大学病院からの派遣の難しさにつながり、そのことが更に、今いる医師の負担を増やしてしまうといった悪い流れを生み出しています。

こうした医師の確保が困難になっているという状況は、尾道市立市民病院だけに起こっている問題ではなく、多くの地方の病院でも同様な事態が生じているのです。

尾道市立市民病院の内科系医師数の推移

(各年度4月1日の人数)



良好な地域医療体制が...



尾道市立市民病院・夜間救急診療所 救急患者数

平成24年度 (人)

市民病院		夜間救急診療所	
救急患者	うち救急車	救急患者	うち救急車
6044	2248	6068	710



尾道市立市民病院
院長 宮田 明

尾道市立市民病院は、併設されている市立夜間救急診療所とともに尾道市の救急医療を支えてきました。しかし、新臨床研修制度に起因する全国的な医師不足の影響で、内科医を中心に大学への引き揚げが続いたため、救急医療の維持が困難となり、平成20年より医師会の先生方のご支援を頂き今までなんとかやってきました。

医師確保のため岡山大学への働きかけをはじめあらゆる手を尽くしてまいりましたが、1次救急と2次救急を同時に行わなければならないという過酷な勤務条件があるため、当院勤務を希望する医師が少なくなり、その影響で臨床研修医も少なくなり、何らかの改善策を取らなければならない状況に追い込まれておりました。

このたび、1次救急医療機関である市立夜間救急診療所を分離することにより当院は2次救急に特化することができるようになり、それが医師の負担軽減につながり将来の医師確保につながることを期待しています。引き続き質の高い医療を提供するよう心がけていきたいと思っています。市民の皆さんにはご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

尾道の 救急医療を守る

危機的状況

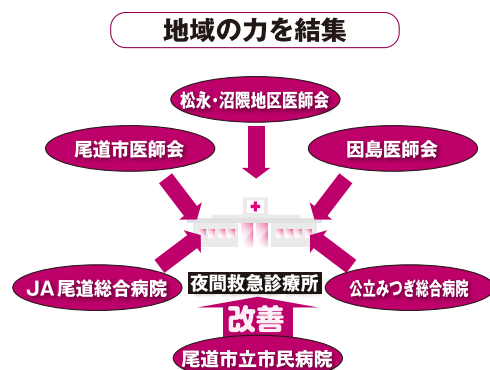
夜間救急診療所の運営は危機的状況になっています。これまでも、平成20年5月から尾道市医師会や松永・沼隈地区医師会、因島医師会の診療応援により、なんとか運営を継続してきましたが、医師の勤務状況改善の見通しは立っていません。

夜間救急診療所の危機はその診療を尾道市立市民病院の医師が多く受け持っているため、このままでは尾道市立市民病院存続の危機にもつながってきます。また、それが尾道市立市民病院だけにとどまらず、尾道地域の救急医療体制全体に影響することになります。

地域全体で…

そこで、救急医療体制を守り続けていくため、尾道地域の基幹病院の救急医療実務者や各医師会の代表者、行政の担当で構成される「尾道地区救急医療検討委員会」が平成23年11月から本格的に組織され、今後の救急医療体制について議論が進められてきました。

その中で、尾道市の1次救急については、行政と関係機関が一体となり、尾道市全体で維持していくべきであること、そのためには、夜間救急診療所は尾道市立市民病院の附属施設ではないことを明確化する必要があること、現行の翌朝までの診療時間について変更もやむを得ないことなどが話し合われました。



尾道市立 夜間救急診療所

診療時間が変わります

診療時間 平成26年1月1日から
20:00から23:00までの3時間

来年4月開設を目標に門田町の総合福祉センター敷地内へ移転を計画しています。



かかりつけ医がなく、夜間救急診療所も診療時間外。

「いったい、どこの医療機関に行けばよいのか」という場合は、2次救急医療機関に電話で相談してください。

また、小児の場合は「広島県小児科救急医療相談電話 局番なしの#8000(19:00~翌朝8:00)※IP電話、ひかり電話からは☎082-505-1399」でアドバイスを受けることもできます。

安心できる
地域医療体制の
構築に向けて





尾道市医師会
会長 宮野良隆

尾道市の救急医療は崩壊の危機に直面していると思われます。特に、尾道市立市民病院の内科医の不足が深刻で、現在は松永、尾道、因島の開業医が応援に行って、何とか維持していますが、このままでは、夜間救急診療所の運営が困難となることが予想されます。

尾道地域の救急医療は、どこかの医療機関が一つでも破綻すると連鎖的に崩壊する危険性があります。

それを防ぐためには、早急に夜間救急診療所の診療時間を午後8時から午後11時までの3時間に短縮することと市民病院より別の場所に移設し運営することが必要であると考えています。

市民の皆さんには、地域の救急医療は地域で支えるという自覚を持ってご協力をお願いしたいと思います。



JA尾道総合病院
副院長・麻酔科主任部長
瀬浪正樹

平成25年11月から救急部門を担当することになりました副院長・麻酔科主任部長の瀬浪です。

救急医療は医の原点とされ、患者さんが急病になっても、いつでも診てもらえるといった生命保持のための最終的なよりどころとなる根源的な医療です。尾三圏域での救急医療を支えるため、当院で

は主に入院治療や手術を必要とする重症患者さんを診察する2次救急を受け持っていますが、軽症の患者さんを受け入れています。重症患者さんの治療が疎かにならないように配慮しつつ、1次救急の夜間救急診療所への支援をできる範囲で行っていくよう検討しております。



尾道市立市民病院
認定看護師 江木美峰

急に意識がなくなった。片側の手足が動かない。話せない、話にくい。顔にまひがある。急に激しい頭痛・胸痛・腹痛がある。けいれんが続いている。こんな時は迷わず119番通報して救急車を呼んでください。

「少し様子を見よう」「寝て起きたら良くなっているかも」…と様子を見る人もいます。

様子を見ても良くなる場合はほとんどなく、たとえ良くなってもそれは一時的なもので、ほとんどの場合にはその後大きな発作がくることが多いです。

死因の上位に心疾患や脳卒中があります。これからの季節は特に注意が必要です。必要な場合は早めに病院で診てもらおうということも大切なことです。

私たちにできること

尾道市の地域医療を守る条例(平成22年3月制定)

市、市民の皆さん、医療機関が一体となり、地域の医療体制を守っていくこととしています。

市の責務

- ①地域医療を守るための施策を推進すること
- ②市民の健康を推進するための施策を総合的に実施すること

市民の責務

- ①主治医を持つこと
- ②診療時間内に主治医を受診し、主治医の指示を受け、安易な夜間及び休日の受診を控えること
- ③医師等医療関係者が限られた体制の中で、市民の命と健康を守る役割を担っていることを理解し、適正な受診をすること

適正な受診を

救急医療には人的資源も含めて限りがあります。

地域の皆さん一人一人のご理解とご協力が必要となります。

皆さんにお願いしたいのはかかりつけ医を持っていただき、何か変化があったら、なるべく昼間のうちにかかりつけ医に相談したり、受診しましょう。そして、救急車が必要かどうかを考えて受診するようお願いします。

これは決して救急外来への受診や救急車を呼ぶのを禁止するものではありません。本当に必要なときはもちろん救急車を利用してもらって、そうではない軽症の人は重症患者の皆さんのために控えてほしいということです。

救急が翌日の受診でよいか分からない場合は、かかりつけ医や病院に相談のうえ、受診してください。こういったことを心がけ、先ほどの3つの市民の責務を改めて考えていただき、みんなで地域の救急医療を守っていきましょう。